

あなたに知ってほしい介護のこと

問合せ

福祉課介護保険グループ
(内線156)

こんなときに介護保険のサービスを検討しましょう



11月11日は「介護の日」

あなたは、介護と聞いて、どんなことを連想しますか。介護について考えたことはありませんか。

今、若くて健康な人は、「自分には関係ない」「遠い将来のこと」と答えるかもしれない。介護が必要になる理由はさまざまです。加齢によるものもあれば、病気や事故が原因の場合もあります。そのため、家族や身近な人がいつ介護が必要になるか、それは誰にも分かりません。また、あなた自身が介護される立場になる可能性もあるのです。

いざというときのために、今のうちから身近な問題として介護について考え、実際に介護サービスを利用するにはどういう手順が必要なのかを知っておくことが大切です。



私は58歳の男性です。脳梗塞を患い右半身に痺がのこりました。病院でリハビリを行っていましたが、病院の医師に「そろそろ病院でのリハビリは終了です。」と言われました。リハビリを終了すると、麻痺がひどくなるのではないかと不安です。

← 要介護認定の申請をして、介護サービスでリハビリの利用を検討しましょう。



私は70歳の女性です。先日、庭の手入れをしているときに転倒し、右足首と右手を骨折してしまいました。現在、リハビリ病院に入院中ですが、来週帰宅予定です。一人暮らしで、近くに家族もいないため、退院後の食事や洗濯など身の回りの世話をしてくれる人が誰もいないので困ります。

← 要介護認定の申請をして、ヘルパーの利用を検討しましょう。



私は76歳の男性です。75歳の妻が、最近「アルツハイマー型認知症」と診断されました。目を離すと外に出て行ってしまったため、目が離せず、趣味のグラウンド・ゴルフや老人クラブの集まりにも行けず、家の中に夫婦2人で閉じこもって暮らしています。夜も目が離せず、自分の時間が持てません。

← 妻の要介護認定の申請をして、デイサービスなどの利用を検討しましょう。



介護保険制度とは

介護保険制度は、40歳以上の人が介護保険料を納めることで、介護や支援が必要となったときに介護保険のサービスが利用できる支え合いの制度です。40歳以上の人が介護保険の被保険者になります。

第1号被保険者（65歳以上の人）

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったときに、要介護認定を受け、介護サービスが利用できます。

第2号被保険者（40歳～64歳の人）

第2号被保険者は、国が定めた16種類の特定疾病により介護や支援が必要となったときに、要介護認定を受け、介護サービスが利用できます。

〔特定疾病の例〕

関節リウマチ、初老期における認知症、脳血管疾患など

利用するには要介護認定の申請が必要です

認定の流れ

① 要介護認定の申請書を福祉課介護保険グループへ提出

申請書に必要事項を記入して提出してください。また、65歳以上の人は介護保険証、40歳～64歳の人は医療保険証が必要です。

② 認定調査を実施

ご自宅などへ訪問して認定のための調査を行います。入院中の場合は、病院へ訪問します。

③ 認定審査会を実施

認定調査の結果と主治医の意見書をもとに医師や歯科医師などで構成される認定審査会が審査・判定を行います。

④ 認定結果の通知

* 申請の際に必要なものや手順など、詳細については福祉課介護保険グループ（内線156）へお問い合わせください。なお、申請から認定結果が通知されるまでに1カ月程度かかります。

在宅介護の相談窓口



在宅介護支援センター

一人暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯など見守りや支援が必要なお宅に毎月訪問して、介護に関する相談に応じ、在宅での高齢者の生活を支援しています。

在宅介護支援として家族介護教室なども随時行っています。

坂崎・幸田・中央学区にお住まいの人は
↓在宅介護支援センターつづじヶ丘
☎ 62-7319 担当：林

荻谷・豊坂・深溝学区にお住まいの人は
↓在宅介護支援センターまどかの郷
☎ 63-1626 担当：竹下

地域の見守りを行いながら、お宅を訪問しています！

高齢者の総合相談窓口



地域包括支援センター

高齢者に関するさまざまな相談に対応します

- ・要介護認定について詳しく知りたい。
- ・介護が必要にならないように今の健康を維持したい。
- ・要介護認定を受けたいけど、一人暮らしで手続きをしてくれる家族がいない。
- ・どのように介護して良いか分からず、誰かに話を聞いてもらいたい。
- ・家族が認知症かもしれない。どのように対応したらよいのかわからない。
- ・近所に住む一人暮らしのお年寄りが、最近閉じこもりで心配。
- ・虐待にあっているかもしれない高齢者がいるが、どうしたらよいかわからない。

このようなことでお困りの際は、お問い合わせください。

問合せ

幸田町地域包括支援センター（幸田町
社会福祉協議会内） ☎ 62-7331